

平成 19 年 10 月 30 日
国土交通省中部地方整備局河川部

お 知 ら せ

1. 件 名 第 8 回木曽川水系流域委員会の開催
2. 概 要 「第 8 回木曽川水系流域委員会」を下記のとおり開催しますので、お知らせします。
木曽川水系流域委員会は、木曽川水系河川整備計画(案)を策定するにあたり、河川法第 16 条の 2 第 3 項³に規定する趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長が設置するものです。

)³[参考]河川法第16条の2第3項
3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。
3. 日 時 平成 19 年 11 月 6 日 (火) 9 : 30 ~ 12 : 30
4. 場 所 名古屋銀行協会銀行倶楽部 5 F 大ホール
〒 460-0002
名古屋市中区丸の内 2 - 4 - 2
TEL 052-231-7851
5. 主な議題 木曽川水系河川整備計画原案 (案)
大規模事業集中審議 (新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路)
意見聴取の取り組みについて
6. 資 料 別紙 - 1, 2, 3, 4
7. 解 禁 指定なし
8. 配 布 先 中部地方整備局記者クラブ、
岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ
9. そ の 他 本委員会は原則公開で行います。
カメラ等の撮影は、委員長の冒頭挨拶までとさせていただきます。
10. 問合せ先 中部地方整備局 河川部
河川計画課長 山口 達也
建設専門官 犬飼 一博
TEL 052 - 953 - 8148
FAX 052 - 953 - 8351

木曽川水系流域委員会 委員名簿

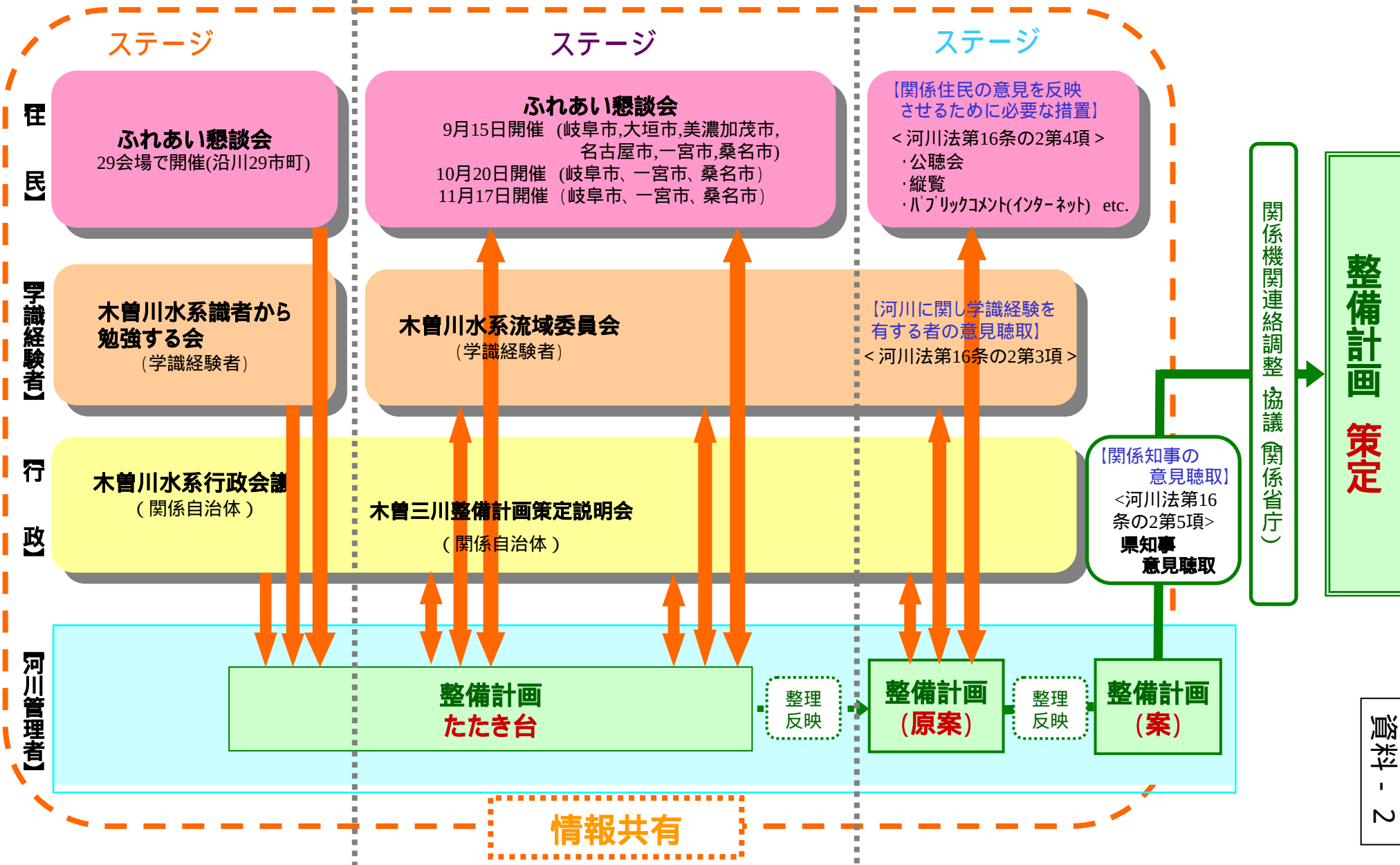
役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	つじ もと てつ ろう 辻 本 哲 郎	名古屋大学大学院工学研究科教授	河 川
副委員長	まつ お なお き 松 尾 直 規	中部大学工学部教授	環境水理
委 員	おお の むつ ひこ 大 野 睦 彦	(社)中部経済連合会常務理事	経 済
	おか やま とも こ 岡 山 朋 子	名古屋大学エコトピア科学研究所講師	リサイクル
	こい で のぶ あき 小 出 宣 昭	中日新聞社常務取締役東京本社代表・ 編集担当	マスコミ
	こ じり とし はる 小 尻 利 治	京都大学防災研究所教授	水 資 源
	じゅう あみ のり あき 重 網 伯 明	前中部地方整備局事業評価監視委員会委員 (NPO 法人シルバー総合研究所理事)	評 価
	せき ぐち ひで お 関 口 秀 夫	三重大学大学院生物資源学研究科教授	底生生物
	てら もと かず こ 寺 本 和 子	豊橋創造大学短期大学教授	森林学・砂防
	ひら の ひさ かつ 平 野 久 克	N P O 木曽三川環境保全機構理事長	環 境
	ふじ た ゆういちろう 藤 田 裕 一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター教授	河 川
	みつ おか し ろう 光 岡 史 郎	(財)愛知・豊川用水振興協会理事長	農 水
	みや いけ よし ひと 宮 池 克 人	中部電力㈱代表取締役副社長執行役員	経 済
	み やけ まさ こ 三 宅 雅 子	日本ペンクラブ、中部ペンクラブ参与	作 家
	より ふじ たかし 寄 藤 昂	芝浦工業大学特任教授 岐阜大学、愛知大学等兼任講師	地 理

(敬称略 五十音順)

大野睦彦委員には(社)中部経済連合会の代表として、宮池克人委員には中部電力(株)の代表として参画頂いています。

木曽川水系河川整備計画策定の進め方(概念的フロー図)

河川管理者が、住民・学識経験者・行政からそれぞれ意見を聴取し、情報共有を図る



木曽川水系流域委員会の議事

開催時期	主な議題	備 考
第1回 (平成19年3月13日)	・ 「木曽川水系流域委員会」の進め方 ・ 木曽川水系の現状と課題(治水)	
第2回 (平成19年4月25日～27日)	・ 現場での状況確認	現地視察会
第3回 (平成19年5月21日)	・ 木曽川水系の現状と課題(流水管理・水利用、環境) ・ ふれあい懇談会の報告 ・ 木曽三川整備計画策定説明会の報告	
第4回 (平成19年6月25日)	・ 木曽川水系の現状と課題(維持管理、治水)	
第5回 (平成19年8月6日)	・ 木曽川水系の現状と課題(流水管理・水利用、環境等) ・ ふれあい懇談会について	
第6回 (平成19年9月10日)	・ 木曽川水系の現状と課題(まとめ) ・ 木曽川水系河川整備計画たたき台(骨子) ・ 意見聴取の取り組みについて	
第7回 (平成19年10月9日)	・ 意見聴取の取り組みについて ・ 木曽川水系河川整備計画たたき台(素案) ・ 木曽川水系大規模事業(新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路)	

平成9年河川法改正(河川整備基本方針等策定の流れ)

- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
- 長期目標の基本方針と、20～30年間の整備計画の2本立てに変更

旧制度

工事实施基本計画

内容 ⇒ 基本方針、基本高水、計画高水流量等
主な河川工事の内容

工事实施基本計画
の案の作成

工事实施基本計画
の決定

意見

河川審議会
(一級水系)

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容 ⇒ 基本方針
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

河川整備基本方針
の決定・公表

意見

社会資本整備
審議会
(一級水系)
都道府県河川
審議会
(二級水系)

都道府県河川審議会
がある場合

河川整備計画

内容 ⇒ 河川整備の目標
河川工事、河川の維持の内容

原案

河川整備計画の
案の決定

河川整備計画の
決定・公表

意見

意見

意見

学識経験者

公聴会の開催等による
住民意見の反映

地方公共団体の長

河川工事 河川の維持